

◎新潟県選挙管理委員会告示第67号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の事務は、それぞれ次の場所において取り扱うものと定めた。

令和3年10月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

選挙区名	場 所	所 在 地
第1区選挙区	新潟県庁西回廊2階交流ラウンジ	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、10月19日午前10時までとし、10月19日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第2区選挙区	新潟県庁西回廊2階交流ラウンジ	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、10月19日午前10時までとし、10月19日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第3区選挙区	新潟県庁西回廊2階交流ラウンジ	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、10月19日午前10時までとし、10月19日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第4区選挙区	新潟県庁西回廊2階交流ラウンジ	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、10月19日午前10時までとし、10月19日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第5区選挙区	新潟県庁西回廊2階交流ラウンジ	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、10月19日午前10時までとし、10月19日午前10時以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第6区選挙区	新潟県上越地域振興局 本館2階201会議室	新潟県上越市本城町5番6号 (ただし、10月19日とし、10月20日以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)